

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 3 7 号

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 1 4 年茅ヶ崎市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項第 2 号中「8 5, 4 9 0 円」を「9 0, 7 9 0 円」に改め、同項第 4 号中「4 2, 7 0 0 円」を「4 5, 4 0 0 円」に改める。

第 2 6 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「7, 2 8 5」を「7, 6 4 0」に、「8, 8 5 0」を「9, 2 1 3」に、「1 0, 7 6 8」を「1 1, 1 3 8」に、「1 1, 9 6 3」を「1 2, 2 9 3」に、「1 2, 6 2 5」を「1 3, 1 6 3」に、「1 3, 0 9 8」を「1 3, 6 5 0」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「6, 1 1 0」を「6, 4 0 0」に、「7, 0 4 5」を「7, 3 3 3」に、「7, 5 0 5」を「7, 7 7 5」に、「8, 6 2 3」を「8, 7 5 0」に、「9, 2 7 0」を「9, 4 4 5」に、「9, 6 2 0」を「9, 8 3 8」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第 1 2 条第 2 項及び第 2 6 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

- 4 令和 7 年 4 月 1 日（介護補償にあっては、令和 8 年 4 月 1 日）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく公務災害補償（令和 7 年 4 月 1 日（介護補償にあっては、令和 8 年 4 月 1 日）から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに旧条例の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（令和 7 年 4 月 1 日前に支給すべき事由が生じたもので同日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。